

○東京藝術大学「ADワークスグループ『日本画』賞」選考要項

令和4年12月8日
教授会決定

改正 令和5年5月18日

(趣旨)

第1条 この要項は、ADワークスグループ『日本画』賞（以下『日本画』賞という。）の選考等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 『日本画』賞とは、次世代の日本画界を担う才能のある者を選考し、奨励金を授与して表彰するとともに、その創作活動を2年にわたって支援するものである。

(選考対象者)

第3条 選考対象者は次の各号に掲げるすべての要件を満たし、日本画の優れた作家を輩出している日本画研究室、デザイン研究室及び保存修復日本画研究室から推薦された者とする。

- (1) 選考年度の4月1日現在（以下「基準日」という。）において、美術学部を卒業又は大学院美術研究科を修了した39歳以下の者
- (2) 基準日において、芸術作品を展覧会等で発表したことがある者（予定を含む。）
- (3) 基準日において、優れた芸術活動を行っている者

(候補者の推薦)

第4条 前条の規定に基づき、日本画研究室、デザイン研究室及び保存修復日本画研究室から各若干名を次の各号に掲げる書類により推薦し、美術学部長を經由して学長に提出するものとする。

- (1) 履歴書
- (2) 日本画創作活動歴
- (3) 推薦状

(選考手続)

第5条 『日本画』賞は、ADワークスグループ『日本画』賞選考委員会（以下「選考委員会」という。）において候補者を選考し、学長が決定する。

(選考委員会及び選考方法)

第6条 選考委員会は次の各号に掲げる者で組織する。

- (1) 美術学部長
- (2) 日本画研究室所属の専任教員 1名
- (3) デザイン研究室所属の専任教員 1名
- (4) 保存修復研究室所属の専任教員 1名
- (5) 大学美術館の専任教員 1名

2 選考委員会に委員長を置き、美術学部長をもって充てる。

3 選考委員会の招集は委員長が行う。

4 選考方法については、選考委員会が別に定める。

(選考人数)

第7条 『日本画』賞の選考人数は、大賞1人、特別賞1人とする。

(財源及び授与額)

第8条 『日本画』賞は、ADワークスグループからの寄附金により運営するものとする。

2 大賞は50万円、翌年に活動支援金として25万円、特別賞は30万円、翌年に活動支援金として15万円を授与する。

(選考結果の通知及び報告)

第9条 『日本画』賞の受賞者には、文書により選考結果を通知するものとする。

2 ADワークスグループの寄附者に対し、当該年度の『日本画』賞選考結果を報告するものとする。

(授賞式)

第10条 『日本画』賞の受賞者に対しては、関係者出席のもとに授賞式を行い、表彰状を授与するものとする。

(発表)

第11条 各受賞者は「ADワークスグループ『日本画』展」(仮称)(以下「『日本画』展」という。)に出品する権利を付与される。なお受賞の翌年は、活動支援金を授与されることから、『日本画』展に必ず出品することとする。

(雑則)

第12条 この要項に定めるものの他、『日本画』賞に関し必要な事項は選考委員会が別に定める。

附 則

この要項は、令和4年12月8日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年5月18日から施行する。